

■入居資格自己チェックリスト 1 (入居資格)

該当する項目にチェック をして下さい。

- ※1 の全ての要件を満たす必要があります。
- ※2 申し込みをする際に、申込書と一緒に提出してください。
- ※3 優遇入居資格による入居を希望する場合(該当者のみ)は、必ず入居資格自己チェックリスト2(優遇入居資格)も一緒に提出してください。提出が無い場合は、入居資格審査(許可)時点で、一般入居世帯として案内しますのでご注意ください。

このチェックリストにより入居資格があると申告された方は、入居申込を受付けます。抽選会等による補欠入居順位が到来し、入居案内を行う時に、入居資格の本審査を行います。その際には、住民票、所得証明等の入居資格審査用の書類を提出いただき、資格要件を満たした場合のみ、入居を許可することとなりますので、ご了承ください。

申込者氏名	
-------	--

いずれか	<input type="checkbox"/> 同居親族がいる。(内縁関係に有る方および婚約者を含みます。) <input type="checkbox"/> 同居親族はいないが、下記のいずれかの要件を満たしている。 (該当する要件を○で囲んでください。) <ul style="list-style-type: none"> ・ 60 歳以上 ・ 身体障害者の方 (1 級～4 級) ・ 精神障害者の方 (1 級～3 級) ・ 知的障害者の方 (療育手帳の交付を受けうる程度) ・ 生活保護法に規定する被保護者等 ・ 戦傷病者手帳の交付を受けている方 ・ ハンセン病療養所入居者 ・ 原子爆弾被爆者の方 ・ 海外引揚者 ・ DV 被害者等 <input type="checkbox"/> 入居申込者及び同居親族の収入が収入基準に適合する。(参考) <input type="checkbox"/> 現に住宅に困窮している。 (該当する要件を○で囲んでください。) <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間賃貸住宅居住 ・ 親族の家に居住 ・ その他(詳しく記入して下さい。) ※持ち家や公営住宅に居住している方は入居資格が有りません。 <input type="checkbox"/> 入居申込者及び同居親族は暴力団ではない。
------	---

(参考) 所得月額が次の額以下であること

一般世帯	158,000 円/月以下
高齢者・子育て・障害者等(裁量世帯)	214,000 円/月以下

所得月額 (本人の年間所得金額+同居親族の年間所得金額-控除額合計) ÷ 12

控除の種類と控除額

控除の種類	控 除 額	備 考
同居・扶養親族控除	1人につき 38 万円	申込者を除く同居親族若しくは扶養親族の方
老人扶養控除	〃 10 万円	所得税法上の扶養親族で 70 歳以上の方
特定扶養親族控除	〃 25 万円	〃 16～22 歳の方
寡婦控除	〃 27 万円※	所得税法上の寡婦の方
ひとり親控除	〃 35 万円※	所得税法上のひとり親の方
障害者(一般)	〃 27 万円	障害者手帳 3～6 級
障害者(特別)	〃 40 万円	障害者手帳 1、2 級
振替基礎控除	〃 10 万円	給与所得または公的年金所得に係る雑所得がある方

※その人の所得から控除(寡婦控除は所得が 27 万円未満、ひとり親控除は所得が 35 万円未満及び振替基礎控除は所得が 10 万円未満の時はその額)

注) 裁量世帯の区分や各種控除の詳細については、入居申込案内書を十分にお読みの上、記入して下さい。